

石狩市樽川神社創立関係文書について

Documents for the establishment of Tarukawa Shrine
in Ishikari City, Hokkaido, Japan

坂本 恵衣*

Kei SAKAMOTO*

キーワード：神社，文書，石狩，近代社格制度

1. はじめに

本資料は樽川神社（北海道石狩市）に保管されていた，樽川神社創立関係文書である。

1871（明治4）年に近代社格制度が定められ，神仏分離，神社の統廃合といった改正が行われていった。これに伴い全国で神社の整理・削減が進められた。一方で，各地からの移住者が多い北海道においては，小祠の建立や神棚を祀る未公認の神社（無願神祠）が増加したが，地域の特殊性から容認され，その後も明治20年代までは公認の神社は多くは成立しなかった。

しかし，1894（明治27）年に改めて無格社が位置づけられると，神社の公認が進んだ。そのため，北海道では明治30年代に公認された神社が多く見られる（札幌市教育委員会編，1986）。その

後，小祠などを整理する神社整理が全国的に行われ，道庁においても1906（明治39）年に神社廃合の方針が出されると，1町村に1社，2社まで整理されることとなった。

樽川神社は1887（明治20）年に地元住民によって建立された小祠のみであったが，この公認神社が増加した時期に成立した神社である。1904（明治37）年には神社の設置にあたり地元住人によって北海道庁宛てに申請書（神社創立願）が提出されている。この文書はその申請関連文書（写）の一式であり，神社創立の際の様式，及び樽川神社の背景を確認することのできる資料である。

2. 樽川神社

樽川神社は北海道石狩市にある神社で，1887

表1. 樽川神社概要.

名称	樽川神社
所在地	北海道石狩市樽川332番地
祭神	天照大御神，豊受大御神
創立	1904（明治37）年7月27日

（石狩町郷土研究会石碑調査班編，1988；北海道神社庁誌編輯委員会編，1999）

* いしかり砂丘の風資料館 〒061-3372 北海道石狩市弁天町30-4

(明治20)年に地元住民によってが小祠を建立し、祭神である天照大御神と豊受大御神を奉請したことがはじめとされる。1904(明治37)年に社殿地の寄付を受け、樽川神社創立願を提出し、1906(明治39)年に認可を受けた。1972(昭和47)年には石狩湾新港の開発に伴い現在地(北海道石狩樽川332番地^(注1))に移転した。

3. 資料の構成

本資料は神社創立関係文書の一式であり、同様の形式の文章が続くため、それぞれの見出しに番号をつけた。

①神社創立願、②神社明細帳、③社殿献納契約証写、④地所献納契約証写、⑤創立神社永続資本金寄附契約証写、⑥樽川神社永続資本財産調書、⑦神社創立費ノ予算調書、⑧寄附契約證書謄本

謝辞：樽川神社関係者の方には資料のご提供のご協力を、帯広百年記念館の大和田努氏、いしかり砂丘の風資料館の工藤義衛氏には文書の解説、種々の御指導、ご助言を頂き深く感謝いたします。

注1 神社創立申請時の所在は石狩国石狩郡花川村大字樽川村35番地(後述の解説文より)。

引用文献

北海道神社庁誌編輯委員会編、1999. 北海道神社庁誌. 北海道神社庁.

石狩町郷土研究会石碑調査班編、1988. 石狩の碑 第二輯 石碑等にみる石狩町のあゆみ 石狩郷土シリーズ 3. 石狩町郷土研究会.

札幌市教育委員会編、1986. 札幌の寺社. さっぽろ文庫39, 札幌市.

文書の解読文

※旧字体等の表記は原文のままとし、解読不明箇所については■を記入した。

①神社創立願

当樽川村ハ明治貳拾年前ハ人家稀有ニ候処同年地方原野
区画割貸附之御計画ニ依テ各県ヨリ移住ノ■■■当今ニ至
リ候テハ純然タル一村ニ有之然ルニ未ター村鎮護之神社
ナキヲ以テ村民拳テ其建設ヲ希望スル處ヨリ信者相計リ
今般天照皇大御神豊受大御神之両神ヲ祭神トシテ国家安
全并ニ一村鎮護ヲ祈ルノ守護神トシテ創立致度候間御許
可被成下度別昏関係書類相添此殿奉願候也

明治參拾七年五月 日

石狩国石狩郡花川村大字樽川村

神社創立出願発起者

目貫昇太郎

同国同郡同村

同上氏子惣代

小田素五郎

同 上

同 上

赤山清六

同 上

同 上

河本治之助

同 上

同 上

和佐乙三郎

北海道庁長官男爵園田安賢殿

②神社明細帳

石狩国石狩郡花川村大字樽川村參拾五番地

無格樽川神社

一 祭神 天照皇大御神 豊受大御神

一 由緒 祭神二柱ノ大御神ハ伊勢国山田ニ鎮座シ

給フ我国皇宗皇祖ナル大御神ニシテ臣民我々之最
モ尊敬崇拜ヲ急タルベカラザルノ大神ナリ 故ニ
毎年ノ例祭期日ヲ定メ祭典ヲ執行シ国家安全村
中安穗ヲ祈リ併セテ氏子自カラ朝夕參拜ヲ盡ク
ス為メ明治參拾七年四(五)月 日創立ノ儀ヲ出願
シタル以所ナリ

一 社殿 本殿壹坪五合 拝殿四坪五合

一 境内地 參百坪 民有地 第壹種

一 氏子

一 北海道庁距離里程

以上

樽川神社創立出願発起人

石狩郡花川村大字樽川村

目貫昇太郎

同上願者惣代

同郡同村同字

小田素五郎

同 上

同郡同村同字

赤山清六

同 上

同郡同村同字

河本治之助

同 上

同郡同村同字

和佐乙三郎

③社殿献納契約証写

石狩国石狩郡花川村大字樽川村參拾五番地内ニ有之

一 社殿 壹棟

内訳

本殿 間口壹間 奥行壹間參尺

拝殿 間口參間 奥行壹間參尺

右從來自分其所有之處今般樽川神社創立出願御許也上
ハ直チニ同神社ノ社殿ニ献納可致候依テ所有者連署図面
相添契約写ス如件

明治參拾七年四月壹日

石狩郡花川村大字樽川村

小田素五郎

④地所献納契約証写

石狩国石狩郡花川村大字樽川村參拾五番地ノ内

一 畑地參百坪

右拙者所有ノ處今般樽川神社創立出願御許ノ上ハ直チ

ニ神社之境内地ニ献納可致候依テ契約写ス如件

明治参拾七年四月 日

石狩郡花川村大字樽川村

和佐乙三郎

樽川神社創立出願者惣代

石狩郡花川村大字樽川村

河本治之助殿

同上

同郡同村同字

赤山清六殿

同上

同郡同村同字

小田素五郎殿

同上

同郡同村同字

和佐乙三郎殿

右原本ニ依リ謄写候也

石狩郡花川村大字樽川村

明治参拾七年四月 日 謄写人 鈞本繁次郎

社殿正面之図

(図の記載)

社殿側面図

(図の記載)

平面図

(図の記載)

境内地図

(図の記載)

⑤創立神社永続資本金寄附契約証写

一 金壹百円也 但鈞本繁次郎寄附契約額

一 金壹百五拾円也 但小田素五郎寄附契約額

一 金壹百参拾円也 但赤山清六寄附契約額

一 金壹百貳拾円也 但河本治之助寄附契約金(額)

計金五百円

右今般樽川神社創立出願御許之上ハ直チニ同神社之永続資本財産金ニ献納致スコト相違無之依テ差入置ク寄附契約証如件

明治参拾七年四月 日

石狩郡花川村大字樽川村

寄附者

鈞本繁次郎

同郡同村同字

同上 小田素五郎

同郡同村同字

同上 赤山清六

同郡同村同字

同上 河本治之助

樽川神社創立出願惣代

石狩郡花川村大字樽川村

和佐乙三郎殿

右原本ニ依リ謄写候也

石狩郡花川村大字樽川村

明治参拾七年四月 日 謄写人 目貫昇太郎

⑥樽川神社永続資本財産調書

一 金五百円 氏子ノ内ヨリ神社永続金ニ献納高

但シ確實公正証ヲ以テ寄附契約■

右金額ヲ北海道庁令第拾貳号社寺規程第一條第四項但書ノ内ニ依リ確實擔保ヲ以テ利益取得ヲ計リ本神社ノ永続法財資本ニ供ス

明治参拾七年四月 日

樽川神社創立出願發起人

石狩郡花川村大字樽川村

目貫昇太郎

樽川神社創立出願者惣代

同郡同村同字

小田素五郎

同上

同郡同村同字

赤山清六

同上

同郡同村同字

河本治之助

同上

同郡同村同字

和佐乙三郎

⑦神社創立費ノ予算調書

一 金貳拾円 創立予算額

内訳

金五円 花表新規建設

金拾五円鎮祭費及ヒ雑費

右支払方法ハ神社資本金五百円貸与利子壹ヶ月ニ付一壹分五厘ニシテ壹ヶ年合計取得金九拾円ノ内ヨリ支払方法ト雖モ支払此取得前ナル時ハ創立願者惣代同出願者發起人ト都合四名ニテ取得期限マテ無利子ニテ代払スルモノトス

明治参拾七年四月 日

樽川神社創立出願發起人

石狩郡花川村大字樽川村

目貫昇太郎

樽川神社創立願者惣代

同郡同村同字

小田素五郎

同上

全郡全村全字

赤山清六

同上

全郡全村全字

河本治之助

同上

同郡同村同字

和佐乙三郎

⑧寄附契約證書謄本

第五百七拾壹号

寄附契約証書

北海道石狩郡樽川村番外地土族農業

甲者

小田素五郎

参拾伍年

右小田素五郎ハ和佐乙三郎目貫昇太郎ノ代理ヲ

兼子其委任状ヲ所持シタリ

北海道石狩郡樽川村番外地平民

農業

乙者

赤山清六

五拾肆年

右赤山清六ハ釣本繁次郎ノ代理トシテ其委任状所持シタリ

北海道石狩郡樽川村番外地平民

農業

丙者

河本治之助

参拾玖年

北海道石狩郡樽川村参拾伍号平民

農業

丁者

和佐乙三郎

伍拾漆年

北海道石狩郡樽川村番外地土族農業

戊者

目貫昇太郎

伍拾漆年

北海道石狩郡樽川村番外地平民農業

己者

釣本繁次郎

伍拾漆年

北海道札幌区南老条西壹丁目拾参番地

平民農業

立会人

工藤桃吉

貳拾玖年

右当事者ハ明治参拾漆年肆月壹日公証人小助川光顯役場ニ於テ工藤桃吉ノ立会ヲ以テ■ノ其場ヲ■シタリ

第壹条石狩国石狩郡樽川村ニ天照皇大御神豊受大御神ノ

式神社創立ノ許可ヲ北海道庁ヨリ得ルニ当リタルトキハ

丁者和佐乙三郎戊者目貫昇太郎己者釣本繁次郎ノ参名ハ

左記ノ金負又地所建物ヲ各自ニ寄附スベキコトヲ申■

其創立發起惣代人タル甲者小田素五郎乙者赤山清六丙者

河本治之助参名ハ之ニ合意シタリ尚前記甲乙丙ノ参名ハ

其同一■ヲ以テ左記ノ地所及ヒ金負ヲ寄附スベキコト

ヲ提意シ丁者戊者己者ノ参名ト■ヲ合意シタリ

前項各自ノ寄附スヘキ金負及ヒ地所ハ左ノ如シ

一 金壹百円 但釣本繁次郎寄附金額

壹 畑地参百坪但和佐乙三郎寄附物

此地所ハ樽川村参拾伍番地ノモノトス

一 其物■分但小田素五郎目貫昇太郎ノ貳

名寄附■

此物■ハ樽川村参拾伍番地ニ■立ノモノ

トス

一 金壹百五拾円但小田素五郎寄附金額

一 金壹百参拾円但赤山清六寄附金額

一 金壹百貳拾円但河本治之助寄附金額

以上

第貳条右記載ノ寄附額ハ当該■庁ヨリ其創立

許可ヲ得ルニ至リタルトキハ各寄附者ハ■

カニ右当手続キニ從ヒ寄附スヘキモノトス

第参条本契約ハ当該■ヨリ其創立許可ヲ得ル能ハサル

場合ノ外此■ナル■ノ起ルコトアルモ当事者■セサ

ルモノトス

以上当事者ノ陳述ニ依リ之ヲ作成シ■源人■ケタル

ニ一同相違ナキコトヲ認メ此ヲ署名捺印ス

小田素五郎

赤山清六

河本治之助

工藤桃吉

右契約乃締結シタルコトヲ確証スル■■■■署名捺印ス
ルモノナリ

明治参拾漆年肆月壹日公証人小助川光顕

■■■作之

札幌区■■■所石狩国札幌区大通西貳丁目参
番地住居

公証人小助川光顕

右原本ニ依リ此謄本ヲ作ル

明治参拾漆年肆月壹日公証人小助川光顕

役場ニ於テ作■

札幌区■■■石狩国札幌区大通西貳丁目

参番地住居

公証人小助川光顕